

新潟市学校給食用物資納入業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校園」という。）で提供する給食（以下「学校給食」という。）に係る物資の調達について、その品質を保持したうえで、安定的な供給を確保するために実施する給食用物資の納入業者の登録（以下「登録」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「給食用物資」とは、学校給食に使用する食材をいう。

(登録区分及び取扱物資区分)

第3条 登録の区分は個別購入物資及び共同購入物資とし、各登録区分において取り扱う給食用物資の区分は別表第1のとおりとする。

2 登録は、登録区分、取扱物資区分ともに複数の区分を選択することができるものとする。

(配送地域区分)

第4条 給食用物資を配送する地域区分は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 登録は、複数の区分を選択することができるものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録日から満2年経過後の7月31日までとする。

(登録の申請)

第6条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち個別購入物資のみ登録する場合は、新潟市学校給食用物資納入業者登録申請書（個別購入物資用）（様式第1号）に、個別購入物資及び共同購入物資に登録する場合は、新潟市学校給食用物資納入業者登録申請書（個別・共同購入物資兼用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

ア 学校給食用物資の納入に関する誓約書（様式第3号）

イ 事業所所在市町村の前年度納税証明書（新潟市の場合は新潟市入札用の納税証明書）の写し

ウ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第4号）

エ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証の写し又は営業届出証明書の写し

2 共同購入物資「M（調理主食）」及び「N（一般物資）」の申請者は、前項の書類に加えて、次の書類を添付しなければならない。

ア 食品衛生監視票の写し（直近1年以内に発行されたもの）

イ 税務署の納税証明書の写し（納税証明書その3の3 「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明）

ウ 決算関係書類（前年度の損益計算書、貸借対照表、事業報告）の写し

エ 学校給食その他集団給食 実績報告書（様式第5号）

オ 施設設備の概要及び平面図（保管保存、製造加工の施設設備を中心に）

カ 食品の衛生管理計画・職員の健康管理計画・職員の衛生教育計画（様式第6号）

キ 配送計画書（配送条件及び必要な記載内容については別途、配送計画指示書で定める）

3 市長が必要ないと認めるときは、前2項の添付書類の一部を省略させることができる。

（登録）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録をする。

2 市長は、申請者が次に掲げる基準に適合しないと認めるときは、登録をしないものとする。

（1）事業所所在市町村税を滞納していないこと。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（3）衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。

（4）食品衛生法その他法令を遵守していること。

（5）食品衛生法第60条及び第61条に基づく営業許可の取消処分を過去2年間受けていないこと。

（6）共同購入物資「M（調理主食）」の申請者にあつては、新潟市学校給食用共同購入基本物資（調理主食）納入業者登録基準第2条の各号を満たすこと。

（7）共同購入物資「N（一般物資）」の申請者にあつては、新潟市学校給食用共同購入一般物資納入業者登録基準第2条の各号を満たすこと。

3 市長は、第1項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）について、新潟市学校給食用物資納入業者登録名簿に記載し、当該名簿を市ホームページにより公表する。

（現地調査・検査）

第8条 市長は、必要に応じ、業者の施設に立ち入り調査、細菌検査又は食品添加物等の抜き打ち検査を実施するものとする。

2 市長は、前項の調査又は検査において異常を確認した場合には必要な措置を求める。

（登録者の義務）

第9条 登録者は、次の各号を遵守しなければならない。

（1）学校給食が、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関

する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを理解すること。

- (2) 市が求める学校給食の実施に必要な量を確実に供給し、仕入れ又は製造加工能力等を有し、並びに指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不足の事態においても、誠実かつ迅速に対応すること。
- (3) 衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出すること。また、随時の立ち入り検査等については、速やかに応じること。
- (4) 監督庁の命令で業務の執行が停止された場合は、速やかに市に報告すること。

(登録の変更)

第10条 登録者は、登録事項に変更が生じたとき、営業を廃止し、若しくは休止したとき又は登録を廃止しようとするときは、新潟市学校給食用物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届(個別購入物資用)(様式第7号)又は新潟市学校給食用物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届(個別・共同購入物資兼用)(様式第8号)に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

(登録の更新)

第11条 登録者が登録の更新を希望するときは、登録者は第5条に定める登録有効期間終了の1か月前までに第6条の登録申請を行うものとする。

(登録の取り消し等)

第12条 市長は、登録者が物資納入契約に違反した場合、又は、指示に従わなかった場合は厳重注意を行う。厳重注意が複数回に及ぶ場合は以下各号のとおりとする。

- (1) 厳重注意を3年間で2度行った場合、登録者に改善計画の提出を求め、あわせて3か月を限度とし登録を一時停止することができる。
- (2) 厳重注意を3年間で3度行った場合、登録を取り消し又は12か月を限度として登録を一時停止することができる。

2 市長は、前項第2号に定める場合のほか、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項に規定する登録の基準に適合していないと認められる場合
- (2) 第6条第1項アの誓約内容に違反した場合
- (3) 登録に係る営業を廃止した場合
- (4) 登録の廃止を届け出た場合
- (5) 金銭的信用を著しく欠くと認められる場合
- (6) 虚偽の申請又は届出をした場合
- (7) 衛生状況に係る検査及び指導に応じなかった場合
- (8) その他学校給食の運営に当たり、著しく適正を欠くと認められる場合

3 市長は、登録者が、新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に該当した場合は、

同要領に準じた措置を行うことがある。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日以降に提供する給食用物資の調達にかかる登録について適用するものとし、令和6年11月27日から施行する。

別表第1（第3条関係）

登録区分		例	
I 個別購入物資	A（獣鳥肉類）	精肉類、冷凍肉、ハム、ソーセージ、ベーコン など	
	B（魚介類）	魚(切り身、開き、角切り、筒切り等)、ちりめんじゃこ、えび、いか、たこ、練り製品、冷凍魚介類 など	
	C（卵類）	鶏卵、液卵 など	
	D（乳類）	チーズ、ヨーグルト、液状ヨーグルト、生クリーム など	
	E（豆腐類）	豆腐、焼き豆腐、生揚げ、油揚げ など	
	F（こんにゃく類）	こんにゃく、しらたき など	
	G（野菜類）	野菜類、カット野菜類、いも類、きのこ類 など	
	H（生鮮果実類）	いちご、すいか、ぶどう、なし など	
	I（基本物資）	米穀、米飯、パン、麺、牛乳 など（共同購入となるものを除く）	
	J（その他）	冷凍加工食品類	ハンバーグ、しゅうまい、フライ、から揚げ、卵製品、ボイリングパック製品 など
	油脂類	こめ油、ごま油、バター など	
	レトルト・水煮食品類	ツナ、山菜水煮、メンマ など	
	缶詰類	水産缶、果実缶、野菜缶、畜産缶、調理缶 など	
	海藻・乾物類	わかめ、ひじき、のり、切干大根、干しいい	

			たけ、種実類 など
		豆類	大豆、いんげん豆、金時豆、ひよこ豆 など
		ジュース類	みかんジュース、乳飲料 など
		デザート類	ゼリー、だんご、シャーベット など
		添加物	ふりかけ、のりの佃煮、まぜごはんの素、ジャム類 など
		調味料類	しょうゆ、みそ、酢、みりん、ケチャップ、砂糖類、カレー粉、かつお節、煮干し など
		穀類	小麦粉、スパゲティ、マカロニ、麩、わんたん など
Ⅱ 共同購入物資	基本物資	K (牛乳)	飲用牛乳
		L (米穀)	米穀
		M (調理主食)	米飯、パン、麺 など
	N (一般物資)	乾物、缶詰、レトルト、調味料、油脂類、調理加工品、冷凍加工食品 など	

別表第2 (第4条関係)

配送地域区分	配送先 (特定の学校のみ配送も可能)	
	学校園 (単独調理校) 学校給食センター	学校給食センター受配校 (直送指定の場合)
北区	松浜小、南浜小、太夫浜小、濁川小、葛塚小、木崎小、早通南小、岡方第一小、岡方第二小、木崎中、岡方中、早通中、光晴学校給食センター、葛塚学校給食センター	葛塚東小、南浜中、濁川中
東区	山の下小、大形小、中野山小、木戸小、東山の下小、桃山小、下山小、牡丹山小、東中野山小、竹尾小、南中野山小、江南小、東特別支援学校	

中央区	浜浦小、関屋小、鏡淵小、白山小、新潟小、日和山小、万代長嶺小、沼垂小、山潟小、上所小、鳥屋野小、笹口小、女池小、有明台小、南万代小、上山小、桜が丘小、紫竹山小、関屋中、白新中、沼垂幼稚園	
江南区	丸山小、大淵小、曾野木小、両川小、東曾野木小、横越小、曾野木中、両川中、横越中、亀田学校給食センター	亀田小、早通小、亀田東小、亀田西小、大江山中
秋葉区	新津東部学校給食センター、新津西部学校給食センター、小須戸学校給食センター	新津第一小、新津第二小、新津第三小、結小、荻川小、小合東小、小合小、金津小、阿賀小、新関小、小須戸小、矢代田小、新津第一中、新津第二中、新津第五中、小合中、金津中、小須戸中、新津第一幼稚園、新津第三幼稚園、結幼稚園
南区	味方小、白根学校給食センター、月潟学校給食センター	新飯田小、茨曾根小、庄瀬小、小林小、白根小、臼井小、大鷲小、根岸小、大通小、月潟小、白南中、白根第一中、臼井中、白根北中、味方中、月潟中
西区	小針小、新通小、内野小、木山小、赤塚小、小瀬小、笠木小、青山小、真砂小、五十嵐小、坂井輪小、坂井東小、西内野小、東青山小、新通つばさ小、西幼稚園、黒埼学校給食センター	大野小、黒埼南小、山田小、立仏小、赤塚中、中野小屋中、黒埼中
西蒲区	西特別支援学校、巻学校給食センター、西川学校給食センター、潟東学校給食センター、中之口学校給食センター	岩室小、和納小、曾根小、鎧郷小、升潟小、潟東小、中之口東小、中之口西小、越前小、松野尾小、巻南小、漆山小、巻北小、岩室中、西川中、潟東中、中之口中、巻東中、巻西中
市内全域	学校園及び学校給食センター (市が給食の調理・配送を委託する事業者の調理施設を含む)	

(様式第1号)

新潟市学校給食用物資納入業者登録申請書（個別購入物資用）

年 月 日

(あて先) 新潟市長

新潟市学校給食用物資納入業者として登録したいので、下記のとおり申請します。

1 申請者

フリガナ		組織形態	
商号又は名称		<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	
所在地又は住所	〒		
フリガナ			
代表者氏名			
電話番号		FAX番号	
担当者		メールアドレス	

2 登録区分・取扱物資区分

登録を希望する取扱物資区分に、チェック (✓) してください。 ※複数選択可

<input type="checkbox"/>	A 獣鳥肉類	<input type="checkbox"/>	F こんにゃく類
<input type="checkbox"/>	B 魚介類、冷凍魚介類	<input type="checkbox"/>	G 野菜類
<input type="checkbox"/>	C 卵類	<input type="checkbox"/>	H 生鮮果実類
<input type="checkbox"/>	D 乳類	<input type="checkbox"/>	I 基本物資
<input type="checkbox"/>	E 豆腐類	<input type="checkbox"/>	J その他

3 配送地域区分

登録を希望する地域に、チェック (✓) してください。 ※複数選択可

<input type="checkbox"/>	北区	<input type="checkbox"/>	東区	<input type="checkbox"/>	中央区	<input type="checkbox"/>	江南区
<input type="checkbox"/>	秋葉区	<input type="checkbox"/>	南区	<input type="checkbox"/>	西区	<input type="checkbox"/>	西蒲区
<input type="checkbox"/>	特定の学校のみ ()						

4 新潟市入札参加資格者名簿の登録の有無

名簿登録の有無	業者コード (※有の場合)

(様式第2号)

新潟市学校給食用物資納入業者登録申請書（個別・共同購入物資兼用）

年 月 日

(あて先) 新潟市長

新潟市学校給食用物資納入業者として登録したいので、下記のとおり申請します。

1 申請者

フリガナ		組織形態	
商号又は名称		<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	
所在地又は住所	〒		
フリガナ			
代表者氏名			
電話番号		FAX番号	
担当者		メールアドレス	

2 事業及び施設概要

事業開始年月日	年	月	日	従業員数	人
施設概要	種類	自社施設		委託施設	
	店舗	棟	m ²	棟	m ²
	加工施設	棟	m ²	棟	m ²
	倉庫	棟	m ²	棟	m ²
	冷蔵庫	棟	m ²	棟	m ²
	冷凍庫	棟	m ²	棟	m ²
配送用車両	直営	一般車両	台	保冷車	台
		冷蔵車	台	冷凍車	台
		合計	台		
	委託先	一般車両	台	保冷車	台
		冷蔵車	台	冷凍車	台
		合計	台	委託業者名	

3 登録区分・取扱物資区分

I 個別購入物資

登録を希望する取扱物資区分に、チェック（✓）してください。 ※複数選択可

<input type="checkbox"/>	A 獣鳥肉類	<input type="checkbox"/>	F こんにゃく類
<input type="checkbox"/>	B 魚介類、冷凍魚介類	<input type="checkbox"/>	G 野菜類
<input type="checkbox"/>	C 卵類	<input type="checkbox"/>	H 生鮮果実類
<input type="checkbox"/>	D 乳類	<input type="checkbox"/>	I 基本物資
<input type="checkbox"/>	E 豆腐類	<input type="checkbox"/>	J その他

II 共同購入物資

登録を希望する取扱物資区分に、チェック（✓）してください。 ※複数選択可

<input type="checkbox"/>	K 飲用牛乳
<input type="checkbox"/>	L 米穀
<input type="checkbox"/>	M 調理主食
<input type="checkbox"/>	N 一般物資

4 配送地域区分

個別購入物資及び共同購入物資「L（米穀）」に登録希望の場合は、それぞれについて登録を希望する地域にチェック（✓）してください。 ※複数選択可。

(1) 個別購入物資

<input type="checkbox"/>	北区	<input type="checkbox"/>	東区	<input type="checkbox"/>	中央区	<input type="checkbox"/>	江南区
<input type="checkbox"/>	秋葉区	<input type="checkbox"/>	南区	<input type="checkbox"/>	西区	<input type="checkbox"/>	西蒲区
<input type="checkbox"/>	特定の学校のみ（ ）						

(2) 共同購入物資「L（米穀）」

<input type="checkbox"/>	北区	<input type="checkbox"/>	東区	<input type="checkbox"/>	中央区	<input type="checkbox"/>	江南区
<input type="checkbox"/>	秋葉区	<input type="checkbox"/>	南区	<input type="checkbox"/>	西区	<input type="checkbox"/>	西蒲区

5 新潟市入札参加資格者名簿の登録の有無

<input type="checkbox"/>	名簿登録の有無	<input type="checkbox"/>	業者コード（※有の場合）
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

(様式第3号)

学校給食用物資の納入に関する誓約書

年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

(押印不要)

学校給食用物資を納入するにあたり、下記の事項を遵守することを誓います。

記

1. 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に管理し、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」に基づく衛生管理及び従業員の保健衛生の管理監督を徹底します。
2. 食品衛生法その他法令を遵守します。
3. 新潟市学校給食用物資納入業者登録制度実施要綱第9条各号について遵守します。
4. 学校給食用物資の納入にあたり契約書の取り交わしを省略する場合は、市が示す学校給食物資供給契約約款を遵守します。

(様式第4号)

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私(当法人)は、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 私(当法人)は次のいずれにも該当せず、将来においても該当しません。
 - 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
 - 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 1の誓約事項に反した場合若しくは虚偽であった場合、貴市に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権等が生じることを認めます。
- 貴市が必要と認めた場合には、私(当法人)が1の誓約事項に該当するか否かの確認のため、新潟県警察本部へ照会が行われることに同意し、当該照会に必要な役員等の名簿(役職名、氏名、住所、生年月日一覧表)の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出します。

年 月 日

(宛先)
新潟市長

[法人、団体にあつては本店所在地]

住 所

商号又は名称

(ふりがな)

代表者役職・氏名

(押印不要)

生年月日 (明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成) 年 月 日

* 日付は書類提出日(代表者の変更時は登記上の変更日)を記入してください。

(様式第5号)

学校給食その他集団給食 実績報告書

前年度1年間を合計し、納入回数・納入額（万円未満切捨て）を記入する。

通し 番号	納入先	合計納入回数	合計納入金額 (単位:万円)	主要納入品目
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

通し 番号	納入先	合計納入回数	合計納入金額 (単位:万円)	主要納入品目
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				

(様式第6号)

食品の衛生管理計画・職員の健康管理計画・職員の衛生教育計画

いつ、どのようなことを実施しているかを具体的に記入する

1. 食品の衛生管理上特に配慮している事項について

2. 従業員の健康管理上定期的に実施している事項について

3. 従業員の衛生教育のため実施している事項について

(様式第7号)

新潟市学校給食用物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届 (個別購入物資用)

年 月 日

(あて先) 新潟市長

所在地又は住所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

(担当者 _____ 電話番号 _____ - _____)

先に申請した新潟市学校給食用物資納入業者登録事項に関し、変更・追加・廃止 がありましたので、届け出ます。

1 申請者の変更及び追加

変更事項	変更前	変更後

2 取扱物資区分の変更及び追加

変更後の全ての取扱物資区分に、チェック (✓) してください。 ※複数選択可

<input type="checkbox"/>	A 獣鳥肉類	<input type="checkbox"/>	F こんにゃく類
<input type="checkbox"/>	B 魚介類、冷凍魚介類	<input type="checkbox"/>	G 野菜類
<input type="checkbox"/>	C 卵類	<input type="checkbox"/>	H 生鮮果実類
<input type="checkbox"/>	D 乳類	<input type="checkbox"/>	I 基本物資
<input type="checkbox"/>	E 豆腐類	<input type="checkbox"/>	J その他

3 配送地域区分の変更及び追加

変更・追加後の配送地域区分に✓してください。 ※複数選択可。

<input type="checkbox"/>	北区	<input type="checkbox"/>	東区	<input type="checkbox"/>	中央区	<input type="checkbox"/>	江南区
<input type="checkbox"/>	秋葉区	<input type="checkbox"/>	南区	<input type="checkbox"/>	西区	<input type="checkbox"/>	西蒲区
<input type="checkbox"/>	特定の学校のみ (_____)						

4 登録の廃止

廃止理由	
廃止年月日	
備考	

(様式第8号)

新潟市学校給食用物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届 (個別・共同購入物資兼用)

年 月 日

(あて先) 新潟市長

所在地又は住所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

(担当者 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____)

先に申請した新潟市学校給食用物資納入業者登録事項に関し、変更・追加・廃止 がありましたので、届け出ます。

1 申請者・事業及び施設概要の変更及び追加

変更事項	変更前	変更後

2 登録区分・取扱物資区分の変更及び追加

I 個別購入物資

変更後の全ての取扱物資区分に、チェック (✓) してください。 ※複数選択可

<input type="checkbox"/>	A 獣鳥肉類	<input type="checkbox"/>	F こんにゃく類
<input type="checkbox"/>	B 魚介類、冷凍魚介類	<input type="checkbox"/>	G 野菜類
<input type="checkbox"/>	C 卵類	<input type="checkbox"/>	H 生鮮果実類
<input type="checkbox"/>	D 乳類	<input type="checkbox"/>	I 基本物資
<input type="checkbox"/>	E 豆腐類	<input type="checkbox"/>	J その他

II 共同購入物資

変更後の全ての取扱物資区分に、チェック (✓) してください。 ※複数選択可

<input type="checkbox"/>	K 飲用牛乳
<input type="checkbox"/>	L 米穀
<input type="checkbox"/>	M 調理主食
<input type="checkbox"/>	N 一般物資

3 配送地域区分の変更及び追加

個別購入物資及び共同購入物資「L（米穀）」それぞれについて、変更後の全ての配送地域区分に✓してください。※複数選択可。

(1) 個別購入物資

<input type="checkbox"/>	北区	<input type="checkbox"/>	東区	<input type="checkbox"/>	中央区	<input type="checkbox"/>	江南区
<input type="checkbox"/>	秋葉区	<input type="checkbox"/>	南区	<input type="checkbox"/>	西区	<input type="checkbox"/>	西蒲区
特定の学校のみ（)							

(2) 共同購入物資「L（米穀）」

<input type="checkbox"/>	北区	<input type="checkbox"/>	東区	<input type="checkbox"/>	中央区	<input type="checkbox"/>	江南区
<input type="checkbox"/>	秋葉区	<input type="checkbox"/>	南区	<input type="checkbox"/>	西区	<input type="checkbox"/>	西蒲区

4 登録の廃止

廃止理由	
廃止年月日	
備考	

配送計画指示書（一般物資用）

（第6条第2項キ関係）

1 配送条件

	調味料・乾物・缶詰等 (常温で保存できるもの)	冷凍食品・日配品等 (冷蔵・冷凍保存が必要なもの)
北区（松浜小、南浜小、太夫浜小、濁川小に限る）、東区、中央区、江南区（丸山小、大淵小、曾野木小、両川小、東曾野木小、曾野木中、両川中に限る）、西区	使用日の前日までの配送を原則とする	冷凍食品：原則当日配送 調理用ヨーグルト：原則当日配送 液状ヨーグルト，ジュース：当日配送 冷蔵保存が必要なもの：概ね使用日の1週間前から前日の間に配送
その他地域	使用日の前日までの配送を原則とする 注文量の多い物資については、1週間単位での配送とする。 詳細は注文量、使用日を通知する際に連絡する。 ※ その他詳細は各施設と協議により決定する。	冷凍食品：前日配送 調理用ヨーグルト：前日配送 液状ヨーグルト，ジュース：当日配送 冷凍食品（デザート類）：当日配送 冷蔵保存が必要なもの：概ね使用日の1週間前から前日の間に配送 ※ その他詳細は各施設と協議により決定する。

(1) 翌月の物資をまとめて納品するなど、上記以外となる場合は、双方協議のうえ決定する。

また、随時変更となる場合もある。

(2) ダンボール等の廃棄物の処理は各施設が行う。

(3) 給食センター受配校への直送品について、次のとおりとする。

- ・牛乳の代わりとなる飲料（液状ヨーグルト、ジュース類）はクラス分け指定をしない。
- ・デザート、納豆等はクラス分け指定を行う。
- ・その他クラス分けが必要な物資については、共同購入物資発注時にクラス分けの有無を含め提示する。

2 配送計画書記載事項

新潟市学校給食用物資納入業者登録制度実施要綱第6条に定める配送計画書には、以下のA及びBについて記載すること（書式は任意）。

A：冷凍・冷蔵品の納入

冷凍食品を、当日午前8時15分～9時30分までに下記の学校に配送する方法（配送車両ごとの配送順など）※配送先は一例

北区	東区	中央区	江南区	西区
南浜小学校 太夫浜小学校 濁川小学校 木崎小学校 岡方中学校	山の下小学校 大形小学校 中野山小学校 木戸小学校 桃山小学校 下山小学校 牡丹山小学校 東中野山小学校 東特別支援学校	関屋小学校 白山小学校 日和山小学校 万代長嶺小学校 鳥屋野小学校 南万代小学校 上山小学校 桜が丘小学校 紫竹山小学校 白新中学校	丸山小学校 大淵小学校 曾野木小学校 東曾野木小学校 横越小学校 両川中学校	小針小学校 新通小学校 内野小学校 赤塚小学校 小瀬小学校 青山小学校 真砂小学校 坂井東小学校 西内野小学校 新通つばさ小学校
5	9	10	6	10

B：給食センター受配校への直送品の納入

直送食品を、当日午前8時15分～11時30分までに下記の学校、給食センターに配送する方法（配送車両ごとの配送順など）※配送先は一例

北区	東区	中央区	江南区
松浜小学校 南浜小学校 太夫浜小学校 木崎小学校 葛塚小学校 早通南小学校 岡方第一小学校 岡方第二小学校 南浜中学校* 岡方中学校 葛塚東小学校* 葛塚学校給食センター	山の下小学校 大形小学校 木戸小学校 東山の下小学校 桃山小学校 下山小学校 牡丹山小学校 東中野山小学校 竹尾小学校 江南小学校 東特別支援学校	関屋小学校 鏡淵小学校 白山小学校 日和山小学校 万代長嶺小学校 沼垂小学校 山潟小学校 上所小学校 鳥屋野小学校 笹口小学校 有明台小学校 上山小学校 紫竹山小学校 関屋中学校 白新中学校	丸山小学校 大淵小学校 曾野木小学校 東曾野木小学校 横越小学校 大江山中学校* 曾野木中学校 両川中学校 亀田小学校* 早通小学校* 亀田東小学校* 亀田西小学校* 亀田学校給食センター
12	11	15	13

秋葉区	南区	西区	西蒲区
新津第一小学校*	小林小学校*	新通小学校	岩室小学校*
新津第二小学校*	臼井小学校*	内野小学校	和納小学校*
新津第三小学校*	大鷲小学校*	木山小学校	岩室中学校*
金津小学校*	根岸小学校*	小瀬小学校	越前小学校*
荻川小学校*	大通小学校*	青山小学校	松野尾小学校*
小合東小学校*	白根小学校*	真砂小学校	巻南小学校*
小合小学校*	臼井中学校*	坂井輪小学校	漆山小学校*
新津第一中学校*	白根北中学校*	西内野小学校	巻北小学校*
小合中学校*	白根第一中学校*	新通つばさ小学校	巻東中学校*
金津中学校*	白根学校給食センター	大野小学校*	巻西中学校*
新津第一幼稚園*	新飯田小学校*	黒崎南小学校*	巻学校給食センター
新津第三幼稚園*	茨曾根小学校*	山田小学校*	潟東小学校*
新津西部学校給食センター	庄瀬小学校*	立仏小学校*	潟東中学校*
	月潟小学校*	中野小屋中学校*	潟東学校給食センター
	白南中学校*	黒崎中学校*	西特別支援学校
	月潟中学校*	黒崎学校給食センター	
	月潟学校給食センター		
13	17	16	15

*・・・給食センター受配校